

岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援  
基本計画（第2次）

平成28年度～平成32年度

平成28年4月

岡 崎 市



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 . . . . .	1
2 計画の位置づけ . . . . .	2
3 計画の期間 . . . . .	2
<b>第2章 DV被害等の現状</b> . . . . .	<b>3</b>
1 国の現状 . . . . .	3
2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 . . . . .	5
3 警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数 . . . . .	5
4 本市の現状 . . . . .	6
5 相談の状況 . . . . .	9
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	<b>10</b>
1 計画の基本理念 . . . . .	10
2 計画の基本目標 . . . . .	11
3 計画の体系 . . . . .	12
<b>第4章 計画の内容</b> . . . . .	<b>13</b>
基本目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくり . . . . .	13
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実 . . . . .	15
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援 . . . . .	19
基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実 . . . . .	24
<b>参考資料</b>	
DV被害者保護・支援のフロー図 . . . . .	28
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律 . . . . .	29
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 (概要) . . . . .	38
岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)検討会議設置要綱 . . . . .	43



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力」(ドメスティック・バイオレンス\* = Domestic Violence、以下「DV」という。)は、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者(以下「被害者\*」という。)の多くは女性です。「夫が妻に対して暴力を振るうのは仕方がない」、「結婚生活をうまく丸めるのは妻の役目」というような社会通念のために被害者は、暴力を振るわれることを我慢しなければならないと考え、助けを求めることもままならず、救済支援が必ずしも十分とは言えない状況が続いてきました。近年では、女性だけでなく男性の被害件数も増えています。

こうした状況のなか、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明示されました。さらに、国及び地方公共団体にDVの防止と被害者の保護を図る責務があることが明記されました。平成16年6月の一次改正を経て、平成19年7月の二次改正では、市町村における基本計画の策定が努力義務とされるなど、市町村の担うべき役割が強化されました。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする法の一部改正があり、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に改められました。

本市においても、平成24年3月に「岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、具体的なDV防止策と被害者支援に取り組み、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的、一体的に推進してきました。このたび、計画の期間が平成27年度で満了となることから、本市におけるDVの現状や課題を踏まえ、第2次計画を策定することとしました。

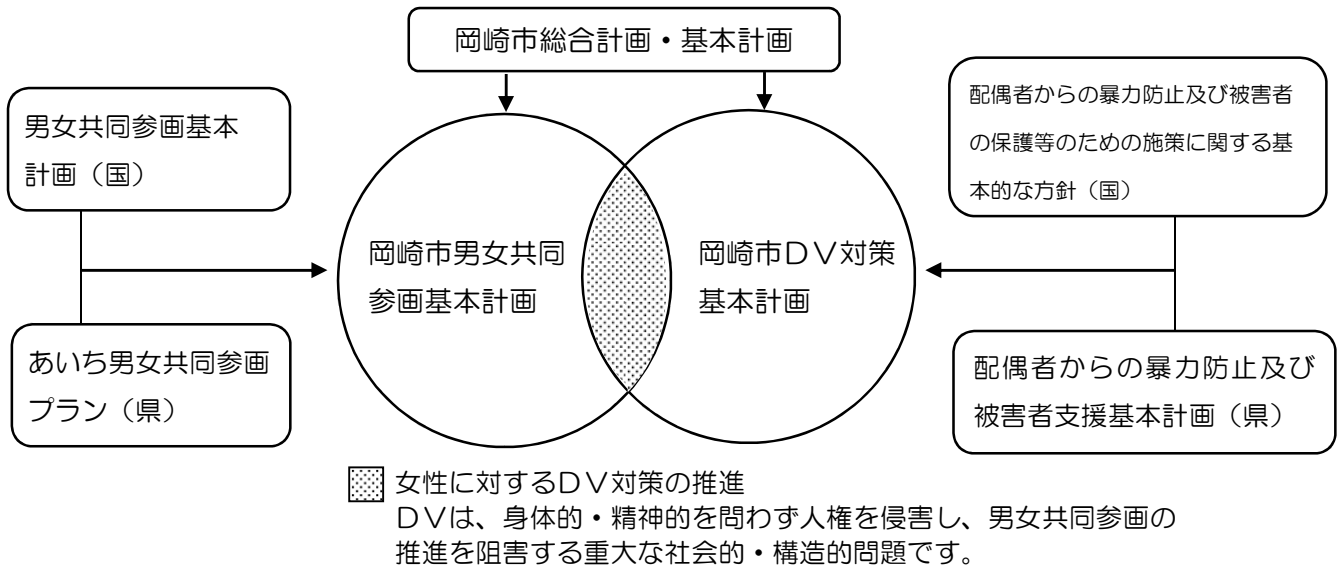
---

\*ドメスティック・バイオレンス…直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、本計画では「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用します。また、「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

\*被害者…本計画において「被害者」とは、配偶者・パートナー等からの暴力を受けた者をいいます。被害者の性別は問いません。

## 2 計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第3項に基づく基本計画です。



## 3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、DV防止法の改正や国の基本方針が見直された場合、あるいは社会情勢の変動や市民ニーズの変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2章 DV被害等の現状

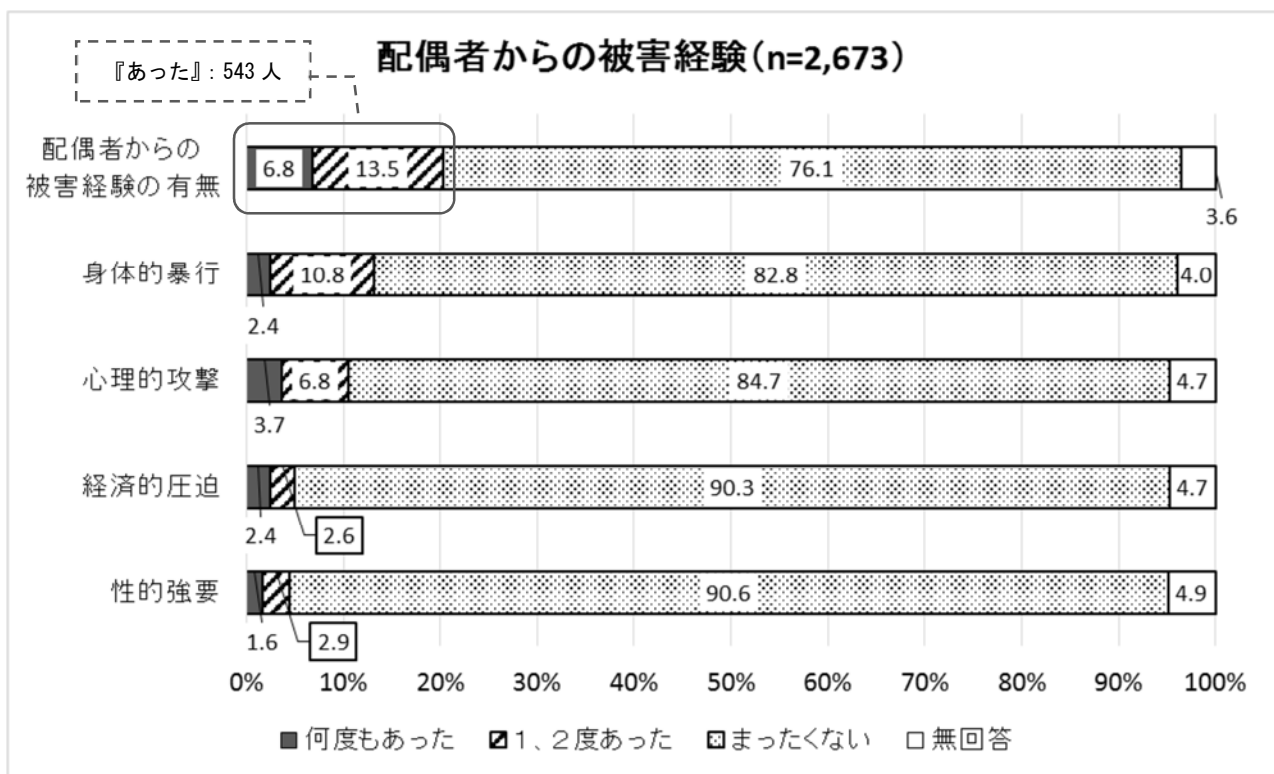
### 1 国の現状

内閣府では、男女間における暴力対策の推進に資することを目的とし、アンケート調査を実施しています。以下に示すのは、内閣府が平成 26 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」に関するデータです。

#### (1) 配偶者からの被害経験

身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかについて配偶者から被害を受けたことが『あった』と答えた人は 20.3%（「何度もあった」6.8%と「1、2度あった」13.5%の合計）でした。

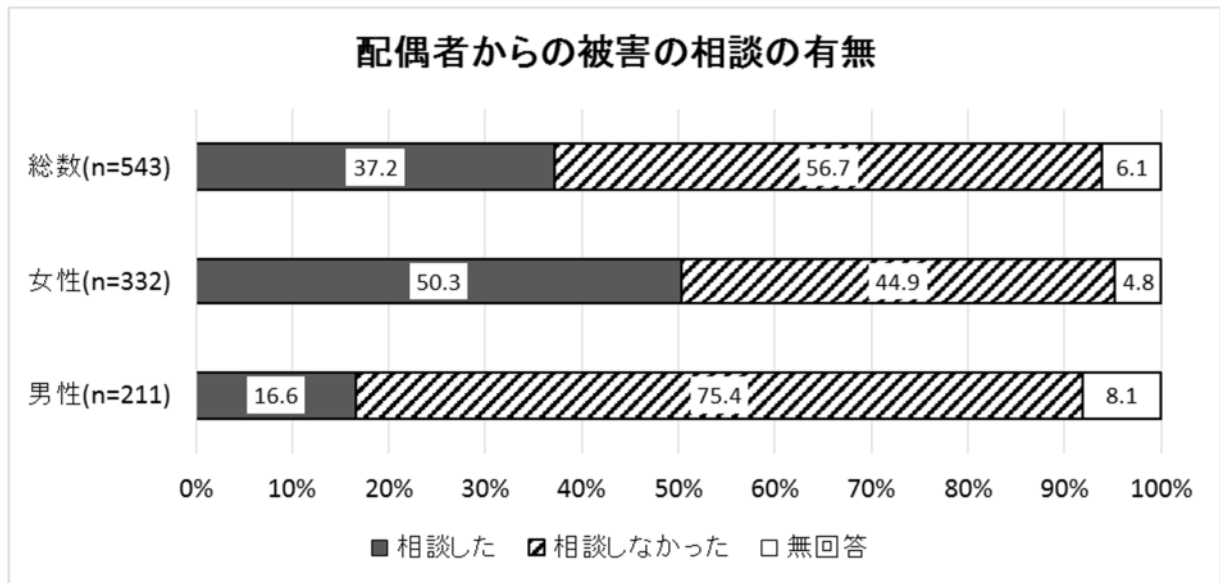
それぞれの行為について、被害経験が『あった』割合をみると、身体的暴行が 13.2%、心理的攻撃が 10.6%、経済的圧迫が 5.0%、性的強要が 4.5%となっています。



(内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成 27 年 3 月)

(2) 配偶者からの被害の有無

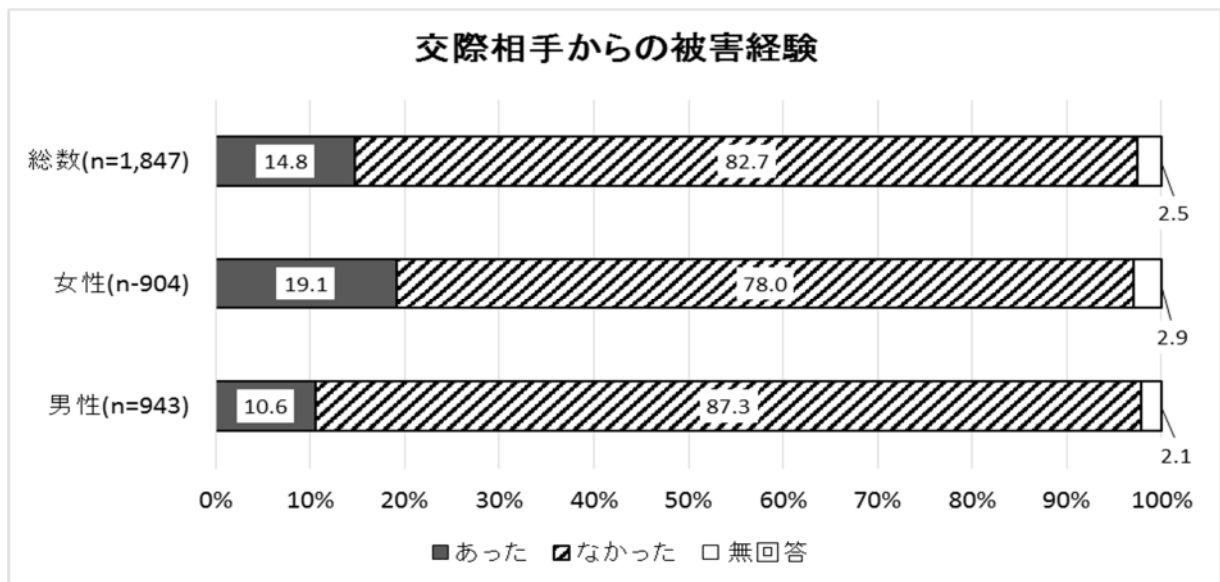
配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人（543人）に、被害について、誰かに打ち明けたり、相談したかと聞いたところ、「相談した」は37.2%で、女性は50.3%、男性は16.6%となっています。



(内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成 27 年 3 月)

(3) 交際相手からの被害経験

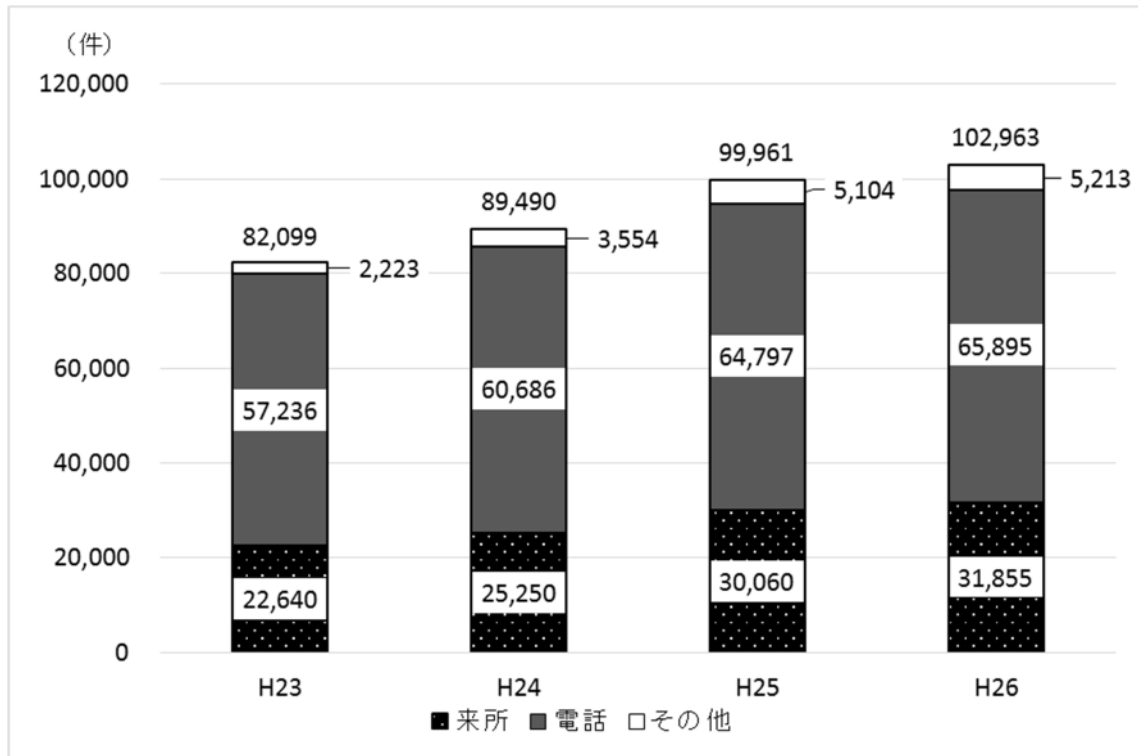
交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」が14.8%で、女性が19.1%、男性が10.6%となっています。



(内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成 27 年 3 月)



## 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

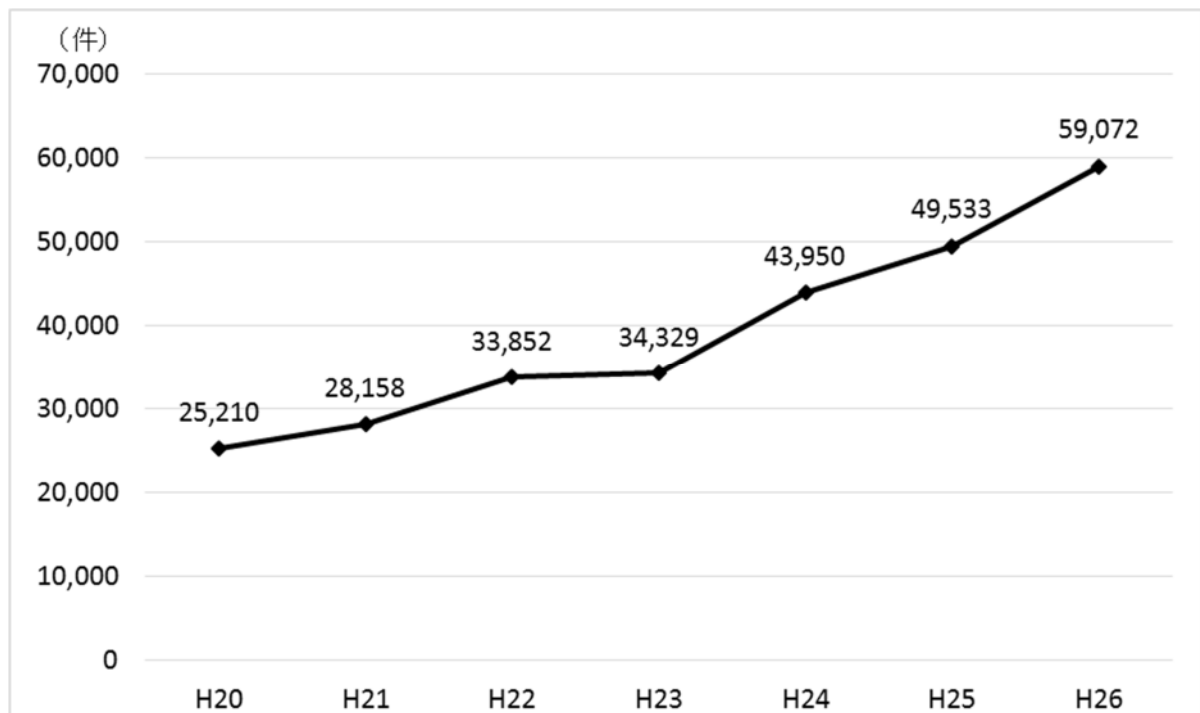


(資料出所：内閣府調べ)

(備考)

DV防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成26年4月1日～平成27年3月31日の間の、全国の支援センター247箇所（うち市町村設置の支援センターは74箇所）における件数です。

## 3 警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数



(資料出所：警察庁調べ)

(備考)

認知件数とは、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数です。平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上しています。

## 4 本市の現状

平成 26 年度に実施した岡崎市男女共同参画基本計画「新ウィズプランおかげ 21」見直しにあたっての意識調査（以下「市民意識調査」という。）において、本市におけるDV被害の実態を把握しました。

### (1) 調査方法と回収結果

調査対象は、市内在住成人（20 歳以上）の男女について、男女比 1：1 で無作為抽出を行い、平成 26 年 7 月上旬から平成 26 年 9 月上旬までの期間に郵送配布・回答方式で実施しました。

有効配布数は 3,000 名で、有効回答率は 36.0%でした。

有効配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
3,000	1,093	1,079	36.0%

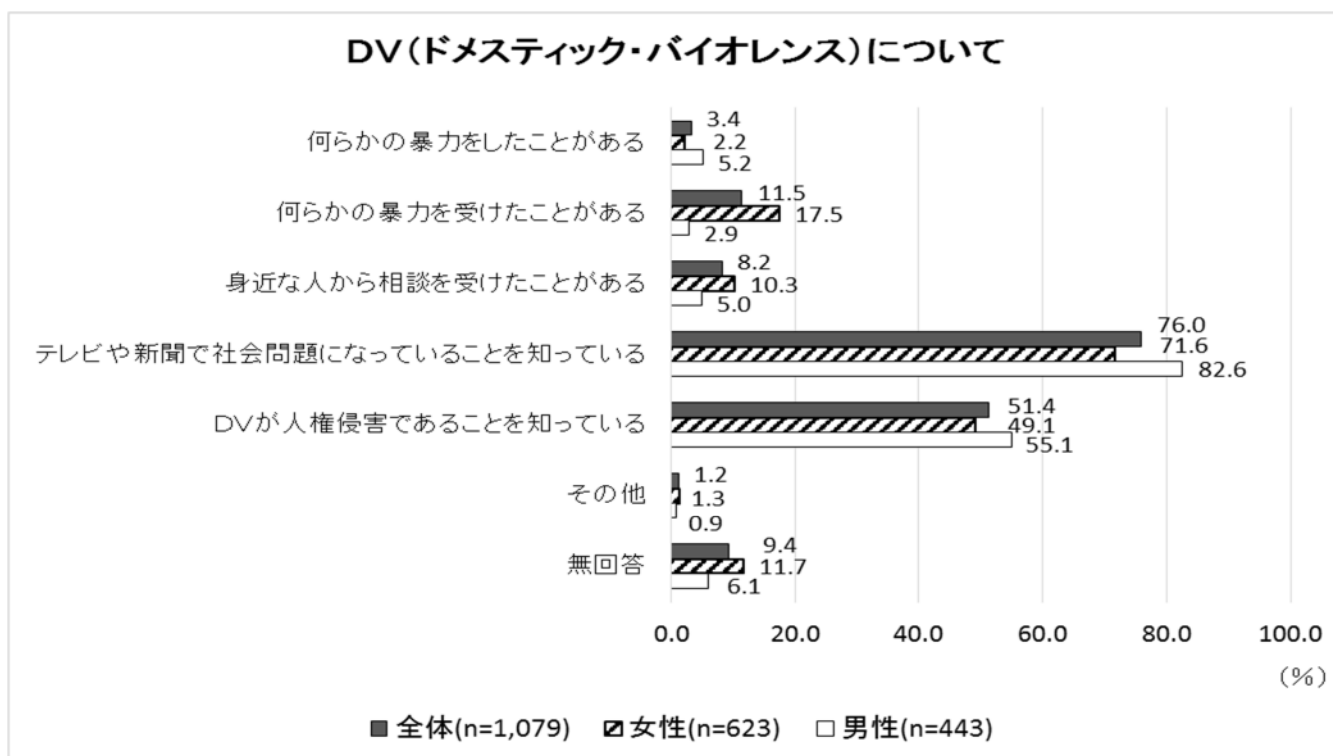
女性		男性		その他	
57.7%	623	41.1%	443	1.2%	13

### (2) 調査結果

#### ア DV 認知度及び被害経験

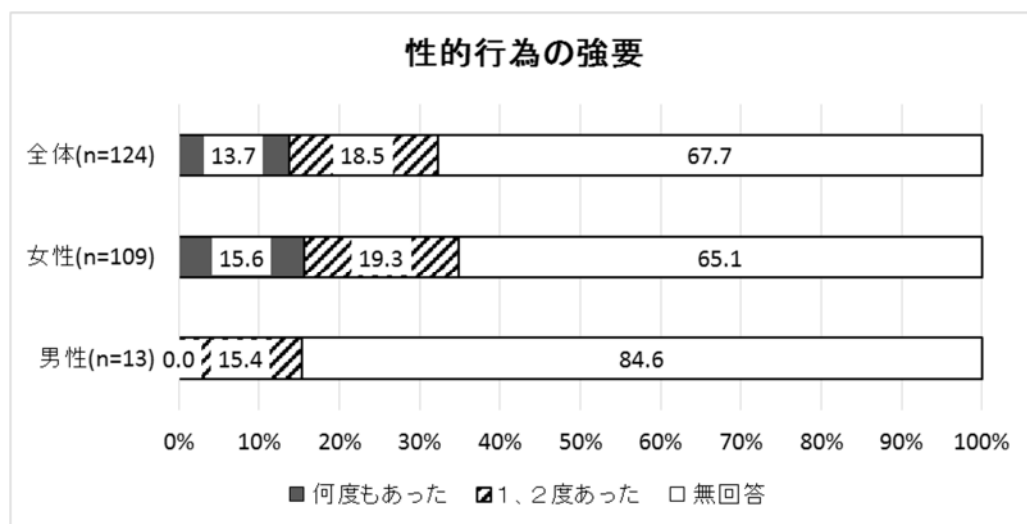
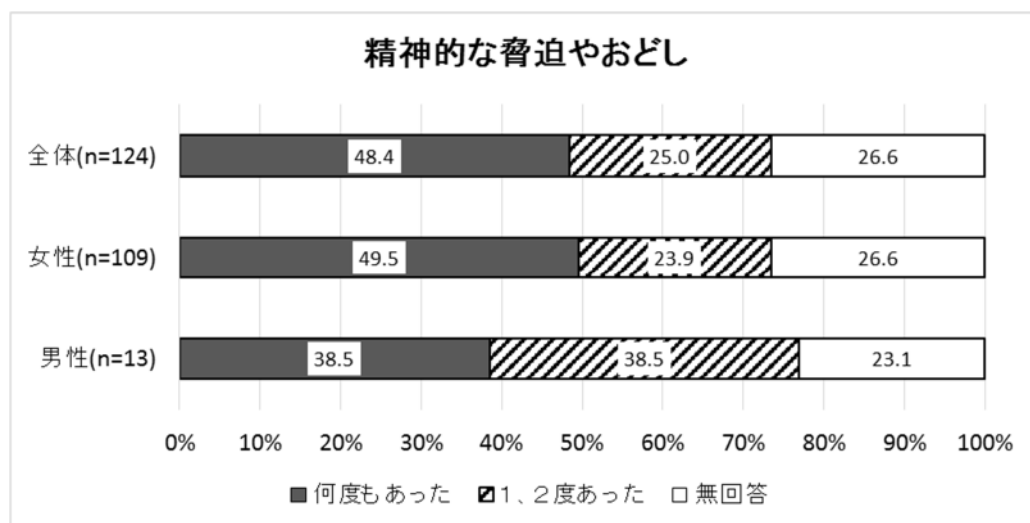
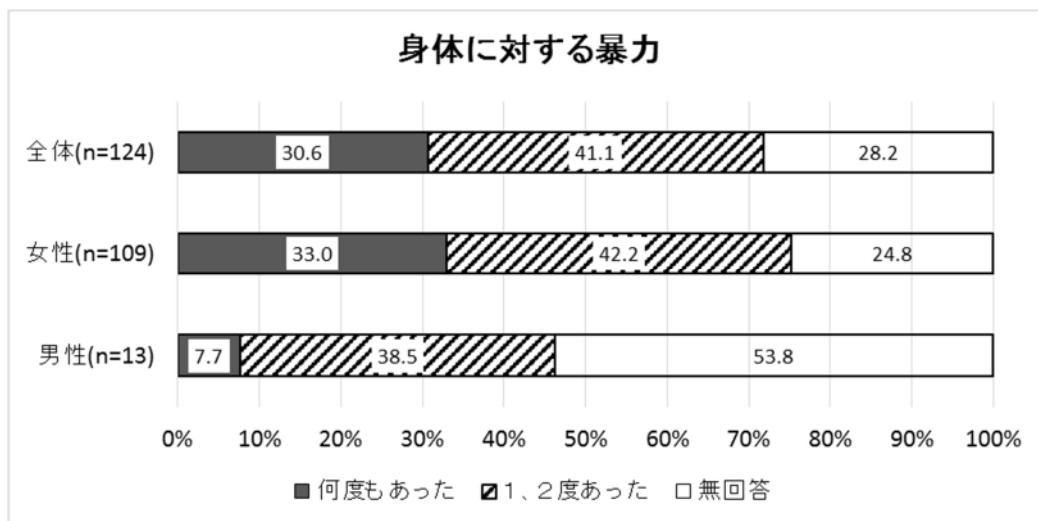
**約 9 人に 1 人は配偶者から何らかの暴力を受けたことがある**

「DVが人権侵害であることを知っている」と答えた人の割合は、全体の 51.4%、女性では 49.1%、男性では 55.1%となっています。また、「何らかの暴力を受けたことがある」と答えた人は、全体で 11.5%、女性では 17.5%、男性では 2.9%となっています。



## イ 暴力の状況

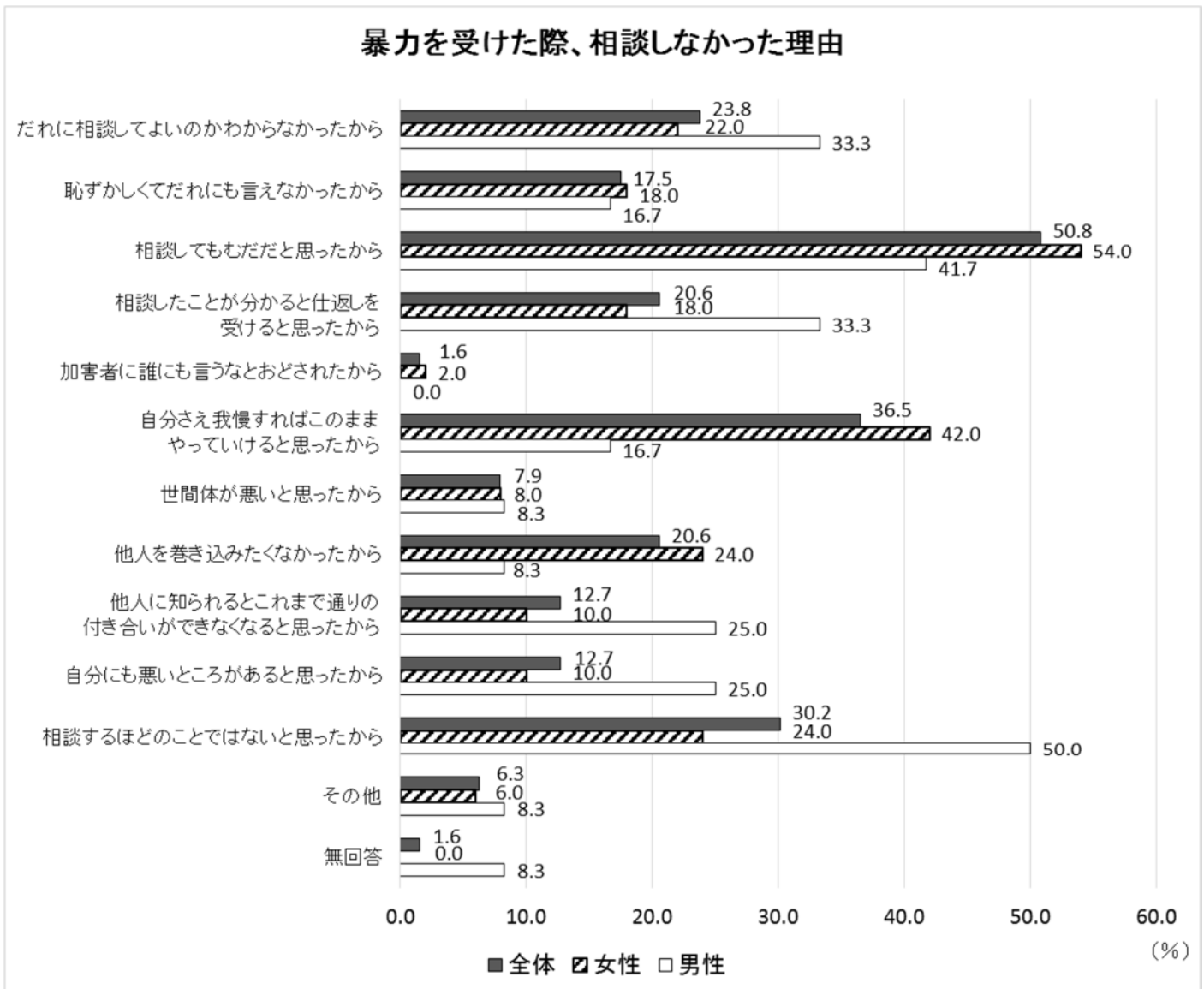
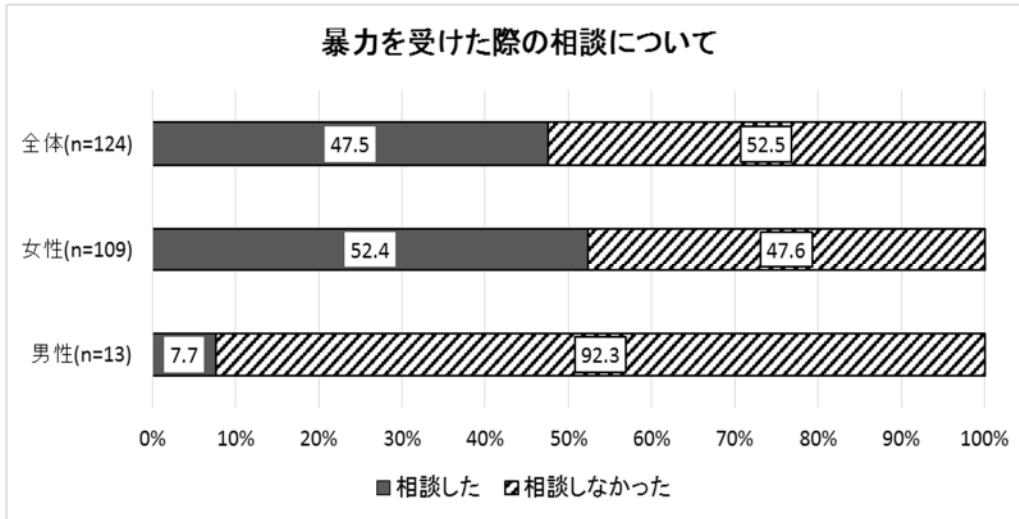
配偶者から「何らかの暴力を受けたことがある」と答えた人（124人）に、身体に対する暴力、精神的な脅迫やおどし、性的行為の強要の3つをあげ、それぞれの行為について被害状況を聞きました。



## ウ DV被害者の相談の有無

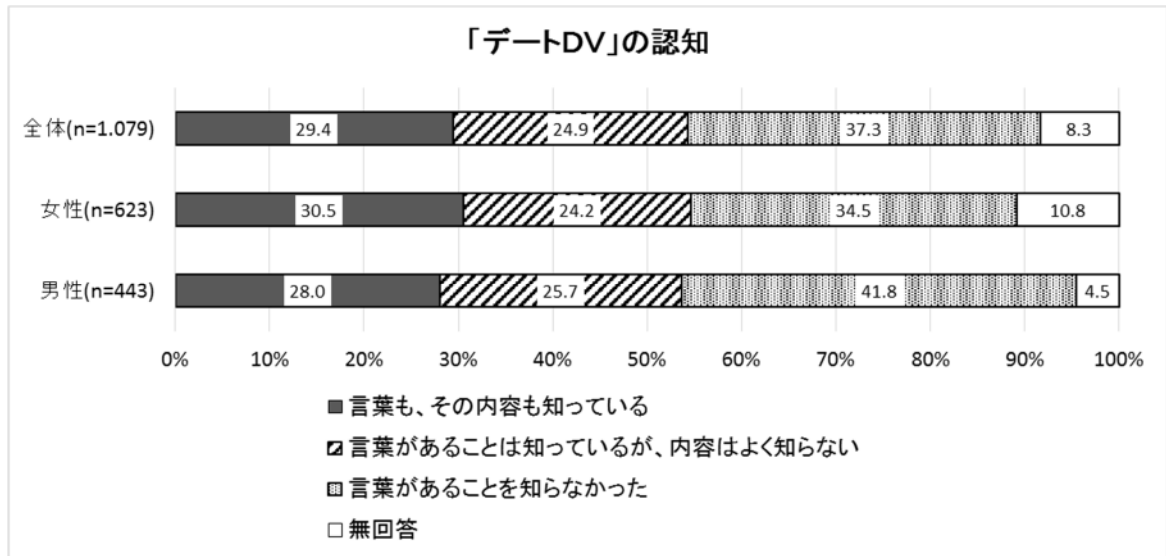
被害を受けた女性の約5割、男性の約9割がどこにも相談していない

相談しなかった理由は、女性では「相談してもむだだと思ったから」が半数を超え、男性では「相談するほどのことではなかったから」が多くを占めています。



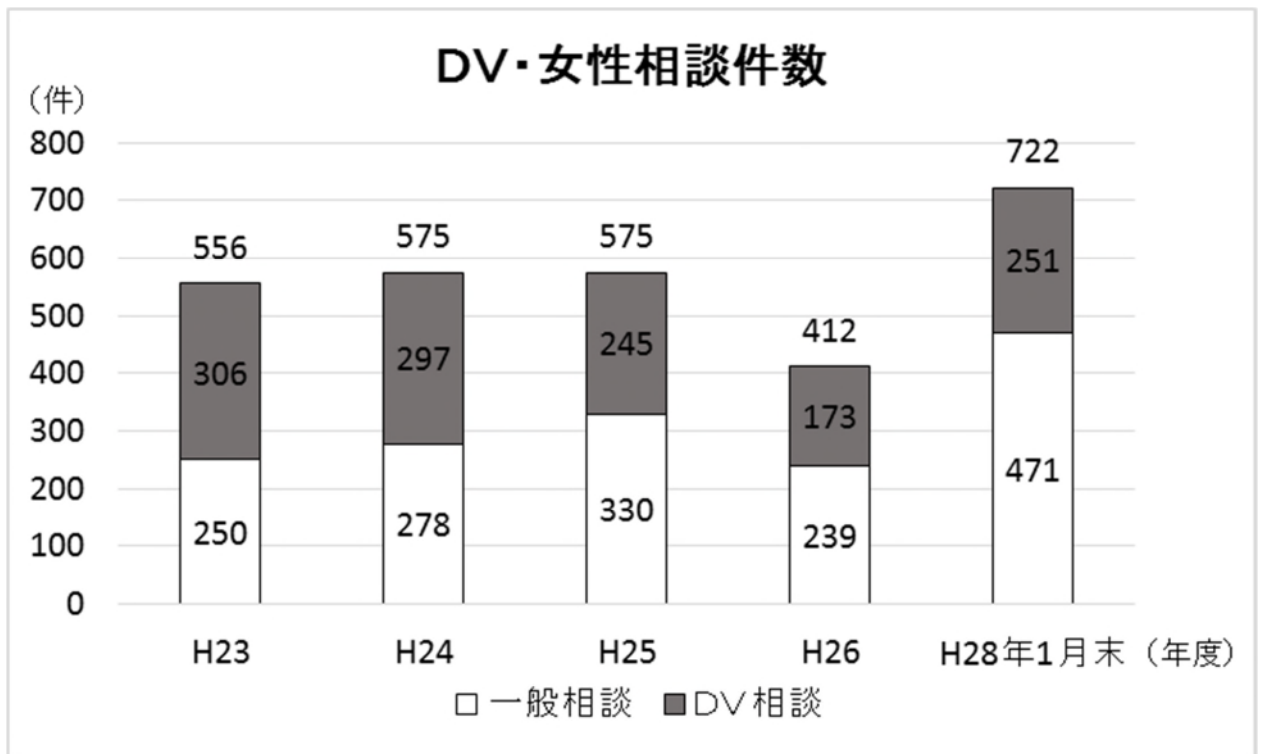
## エ 交際相手からの暴力（デートDV\*）の認知度

「デートDV」について「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」、「言葉があることを知らなかった」を合わせた『知らない』と答えた人の割合は、全体の62.2%であり半数以上を占めています。



## 5 相談の状況

本市では、家庭児童課において「DV・女性相談」窓口を設け、DV被害に関する相談及び女性が生活の中で抱えるさまざまな悩みや不安に関する相談に対応しています。



(備考)

H23～H26は、家庭児童課での「DV相談」と文化活動推進課での「女性相談」を合算した数値です。

\*デートDV…交際相手との間に起こるDV。DVと同様に様々な暴力の形態があり、一方的に相手を支配しようとするものです。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、啓発等によるDVの防止から被害者の支援まで積極的な取組が求められます。相談から被害者の安全確保、自立に向けて、被害者の人権を尊重し安全に配慮した切れ目のない支援を行うとともに、DVに対する正しい理解を図り、暴力を許さないという意識を社会へ浸透させることによってDVの予防を図ることは、市民に最も身近な行政主体である市町村の重要な責務です。

これらを踏まえ、本市は「**配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして**」この計画を推進します。

## 2 計画の基本目標

**配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして、次の4つを基本目標とし、目標達成に向けて11の基本施策を設定し推進します。**

### 基本目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくり

男女が互いに人権を尊重し、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力がない安全で安心な社会をめざすためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという市民意識を高めることが必要です。市民一人ひとりがDVを身近な問題として捉えることができるよう、意識啓発に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DV被害の重症化を防ぐためには、被害者が早い段階で相談窓口を利用することが有効です。被害者が利用しやすい相談窓口を目指すとともに、相談時には、被害者の声に耳を傾けて、被害者の意思を尊重し、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、被害者が安心できる体制の充実に努めます。

### 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援

被害者の安全確保を最優先するとともに、自立に向けて行動する被害者に寄り添い、被害者が自らの力で考え、問題を解決できるような行動をとれるよう支援します。また、被害からの回復においては、被害者が本人らしさ、自信、自由という感覚を取り戻すことができるよう支援します。

### 基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実

被害者の発見から相談、安全確保を経て自立支援に至るまで、被害者の抱える様々な問題に対応する関係機関との連携は必要不可欠です。被害者に関わる関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

#### 基本目標

#### 基本施策

配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして

I あらゆる暴力を許さない社会づくり

- 1 市民への啓発  
DV理解のための啓発の推進
- 2 若い世代への教育  
(1)若年層へのデートDV防止啓発の推進  
(2)学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進
- 3 職員への啓発  
職員研修の実施

II 被害者の早期発見と相談体制の充実

- 1 相談窓口の周知とDVの早期発見  
(1)相談窓口の周知  
(2)早期発見のための関係者への周知
- 2 相談体制の充実  
安心して相談できる体制の整備
- 3 相談対応者の資質向上  
(1)相談対応者向けの研修の実施  
(2)相談対応者への支援の充実

III 被害者の安全確保と自立支援

- 1 被害者の安全・安心の確保  
(1)ワンストップサービス体制の整備  
(2)緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保  
(3)被害者等の情報の保護  
(4)相談対応者の安全確保
- 2 被害者の自立・回復の支援  
(1)ワンストップサービス・同行支援の実施  
(2)住宅に関する支援  
(3)経済・就労に関する支援  
(4)子どもに対する支援  
(5)こころの回復に向けた支援  
(6)高齢者・障がい者・外国籍の被害者への支援

IV 関係機関等との連携充実

- 1 庁内の連携体制の充実  
(1)庁内の連携・協力の推進  
(2)「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し
- 2 関係機関との連携強化  
関係機関の連携・協力の推進
- 3 職務関係者への研修  
職務関係者研修の実施



## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくり

#### 現 状

- 市民意識調査では、「DVが人権侵害であることを知っている」と答えた人は、51.4%でした。また、DVについて「テレビや新聞で社会問題になっていることを知っている」と答えた人は、76.0%と高くなっています。本市では、DVに関する理解を深めるための講座やセミナー、出前講座の開催、女性に対する暴力をなくす運動に合わせた啓発活動等により、市民への啓発に努めてきました。DVに関する認識は高まっていますが、DVは個人や家庭内の問題とみなされ、DVの存在そのものが否定されてしまい、依然として被害が潜在化している現状があります。
- DVは配偶者間だけの問題ではありません。交際相手との間で起こるデートDVへの関心が高まっています。「男女間における暴力に関する調査」(内閣府 平成26年度)では、交際相手がいた人に、当時の交際相手からの被害経験を聞いたところ、女性の約5人に1人は被害を受けたことがあると答えています。
- 市役所には様々な人が訪れ、各課業務に応じた相談を受けるなかで、DV被害が発覚することも少なくありません。家庭の中に埋もれがちな被害者を見過ごさずに相談窓口案内することは、被害者が支援に繋がる機会となり得ます。

#### 課 題

- 配偶者からの暴力がない社会をつくるためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識が社会全体で共有されるように、今後も継続して啓発の取組を進めることが必要です。また、啓発にあたっては、身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力等、人権や個人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力がDVであるとの認識を広めることが必要です。
- 将来におけるDVの発生を防止するためにも、子どもの頃から男女が互いに人権を尊重し、対等でお互いを尊重し合えるより良い関係を築き、暴力は絶対に許さないという意識を一人ひとりに根付かせることが重要となります。
- 被害者自身が相談に向かう気持ちを呼び起こすため、職員がDVに対する正しい認識を深めることが必要です。

取組内容

1 市民への啓発		担当課
DV理解のための啓発の推進	市民に向けたDV理解のための講座を開催し、DVに関する啓発を進めます。	家庭児童課
	市政だよりやホームページを活用し、DVに関する正しい情報を広く市民へ発信します。	
	国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12日～25日)に合わせた啓発を行います。	
	講演会の開催や情報誌等を活用し、DVも男女共同参画の課題の一つとして啓発を進めます。	男女共同参画課
2 若い世代への教育		担当課
(1)若年層へのデートDV防止啓発の推進	「デートDV防止」のリーフレットを作成し、学校等を介して配布します。また、若い世代が多く利用するりぶら等の公共施設に設置します。	家庭児童課
	学校等へ向けた出前講座を開設し、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若い世代及び教育関係者に向けてデートDVに対する正しい理解の促進に努めます。	
(2)学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進	学校教育では、命の大切さや思いやりの心を学ぶ機会などを通して、人権尊重の意識を高める教育を行います。また、男女共同参画の視点に立った人権問題について学習する機会を設けます。	学校指導課
3 職員への啓発		担当課
職員研修の実施	市職員を対象にDVの特性に関する正しい理解を促します。	家庭児童課

## 基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

### 《被害者の早期発見》

#### 現 状

- 市民意識調査において、配偶者からの暴力を受けた際、52.5%の人が「相談しなかった」と答えており、相談窓口につながっていない被害者が多くいることが分かります。相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思ったから」が半数を超えており、その次に「自分さえ我慢すればこのままやっていけると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」と回答した人が多くなっています。
- 被害者は家庭内の問題を話す恥ずかしさや加害者からの報復を恐れることから相談をためらい、自分さえ我慢すれば良いと考えることがあります。また、被害者がDVは身体的暴力のみならず、精神的暴力等の様々な形態があることを知らないために、被害者自身が被害に遭っていることすら気がつかず、相談に至らないこともあります。さらに、暴力を振るわれ続けることによって、自己評価が低くなり、自信のない状態に置かれ、逃げる気力や誰かに相談する気力も持てなくなることもあります。被害者が孤立を深める間に暴力がエスカレートし、被害者が危険な状況に陥ることは少なくありません。
- 本市では、DV相談窓口の情報を盛り込んだ「DV相談窓口のご案内カード」を市内公共施設や医療機関等へ設置し、相談窓口の周知を図ってきました。

#### 課 題

- 被害の深刻化を防ぐためには、市民に最も身近な相談窓口として、被害者が孤立せず声を上げやすい環境づくりに向けた取組が必要です。また、被害者が安全に様々な支援に係る情報を得られるよう、情報提供の方法を工夫する必要があります。
- 被害者の住む地域において身近であり、日常業務の中で被害者を発見しやすい業務に携わる職員、地域住民と密接に関わる民生委員・児童委員などの地域福祉関係者や医療機関にも被害者の発見、通報や相談の必要性について周知を図る必要があります。

## 《相談体制の充実》

### 現 状

- 本市では、女性が日常の中で直面する様々な悩みや不安を受け止め、一人ひとりの相談者の問題解決への道筋を支援する「女性相談」、DV被害の専門相談窓口である「DV相談」の2つの窓口において被害者からの相談に対応していました。平成27年度から2つの窓口を一元化し、「DV・女性相談」を実施しています。女性相談の中に潜む被害をいち早く発見し、被害者の相談から支援まで総合的に実施することができる体制を整備しました。相談窓口には、DV問題に精通した女性相談員の配置を図り、被害者心理に配慮することにより、被害者に対する安心感の提供及び適切な助言に努めています。
- 被害者の背景は多様であり、抱える問題から生じるニーズが異なり、緊急度も様々で、生命の危険に関わる相談もあります。また、DVではない相談に訪れた相談者が抱える問題の中にDV被害が潜んでいる可能性もあります。
- 本市では、被害者の抱える問題に適切に対応するため、より高い専門知識を身につけることを目的に、相談員を対象としたスキルアップ講座を実施しています。また、事例検討やスーパービジョン\*を実施し、相談技術の向上に努めています。

### 課 題

- 相談員は被害者の置かれている状況を見極め、被害者の意思に基づき、それぞれの事情に応じた的確な情報提供と支援を行うことが必要となります。
- 被害者の対応に際しては、被害者が配偶者からの暴力により心身ともに傷ついていることに十分留意した上で、被害者の意思を尊重し、被害者の心情に配慮して対応することが大切です。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、心ない言動によって被害者が更に傷つくことのないように心がける必要があります。
- 今後も継続して相談員の資質向上に向けた取組の充実が必要です。また、被害者と直接接する相談員は、被害者の状況を変えることができないことで無力感を抱き、燃え尽き等の精神的疲労を起こしやすいといえます。問題を一人で抱えこむことや、二次受傷\*を防ぐ取組が必要です。

---

\*スーパービジョン…相談員が専門的能力の向上のために、より経験の深い専門家から事例報告等を通じて受ける指導

\*二次受傷…相談対応者が悲惨な暴力被害を見聞きすることにより、被害者と同様な心理的苦痛を感じ、精神的ダメージを受けること

取組内容

1 相談窓口の周知とDVの早期発見		担当課
(1)相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載したカードやリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に設置することで相談窓口の周知を図ります。	家庭児童課
	被害者が早い段階で気軽に相談を受けられるよう広報を工夫します。	
(2)早期発見のための関係者への周知	被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される職員、地域福祉関係者や医療機関など、被害者の身近な関係機関の協力を求め、被害者を発見した際には適切な対応がなされるよう周知を行います。	家庭児童課
	庁内の各窓口においては、被害者の早期発見の視点を持って対応することで、DV被害の早期発見に努めます。	関係各課*

2 相談体制の充実		担当課
安心して相談できる体制の整備	高い専門性を有した相談員の安定的な確保と配置を図り、相談体制の強化に努めます。	家庭児童課
	法律に関する問題についての情報提供やアドバイスを行う場として弁護士による法律相談を実施します。また、法テラス*の活用について情報提供を行います。	市民協働推進課
		家庭児童課
	相談事例については、ケース会議*を通じて相談員のみならず相談業務を担う職員全てで情報を共有し、担当者一人の判断で支援を行うのではなく、組織的な対応を徹底します。	家庭児童課
	被害者が高齢者や障がい者の場合は、それぞれのニーズに応じた福祉施策を提供します。また、被害者が外国籍等通訳を必要とする場合は、通訳を介して相談を行います。	市民協働推進課
		障がい福祉課
長寿課		
家庭児童課		

\*関係各課…岡崎市DV対応庁内連絡会議構成課等（市民課、市民協働推進課、男女共同参画課、生活福祉課、障がい福祉課、長寿課、国保年金課、生活衛生課、健康増進課、こども育成課、家庭児童課、保育課、住宅課、岡崎市民病院地域医療連携室、学校指導課）

\*法テラス…日本司法支援センターの愛称。綜合法律支援法に基づき設立された法人。市役所庁舎内に法テラス三河があります。法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が生活圏内で受けられることは、法的問題を抱えている被害者にとって心強く、利用しやすい窓口となっています。

\*ケース会議…ケースを複数の相談対応者の異なる視点から見ることで、より深い分析を行い、今後の対応方針を検討する会議

3 相談対応者の資質向上		担当課
(1)相談対応者向けの研修の実施	相談対応者は、ケース会議を通じて被害者理解を深め、総合的、多角的に問題を捉え、対応方針を確認する機会を設けます。	家庭児童課
	研修への参加やスーパービジョンの実施により、相談員の価値観や思い込みによる歪んだ見立てや対応をしていないかなどを振り返り、相談対応力の向上を図ります。	
(2)相談対応者への支援の充実	相談担当者一人が問題を抱え込まないよう、相談員の職務の特性に配慮したバックアップ体制を整備し、二次受傷予防やバーンアウト*防止に努めます。	家庭児童課

\*バーンアウト…被害者支援の特性上、成果が見えにくく達成感が得にくいため、熱心に支援を行ってきた相談員等が、無力感を感じて燃え尽きたように意欲をなくしてしまうこと

## 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援

### 《被害者の安全確保》

#### 現 状

- 危険から逃れてきた被害者は、常に加害者からの追跡の恐怖にさらされています。被害者は不安を抱えながら相談に訪れることが多いため、秘密が守られる環境の中で、安心して相談できる環境の整備に努めてきました。
- 被害者が手続きの窓口毎に何度も同じ話をしなければならないことは、被害者にとって大きな負担となる上、加害者に遭遇する危険性が高まることにもなります。本市では、被害者支援に係る手続きを行う際には、被害者の心理的負担軽減と安全を確保するためにワンストップサービス\*を導入し、手続きの円滑化に努めてきました。
- 被害者はやっとの思いで相談したものの、これまでの生活を失うことへの不安や子どものこと、経済的な理由などから加害者が変わることを期待し、加害者のもとにとどまることを決意する人もいます。

#### 課 題

- 被害者の緊張と不安を緩和し、安心して支援を受けることができるという気持ちを持てるよう、今後もワンストップサービスを維持していくことが必要です。
- 被害者が危険を回避し、安全な行動をとれるよう適切な助言と情報提供が必要です。
- 被害者や支援者の安全を守るためには、被害者の支援に係る関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼び掛けることが必要です。

---

\*ワンストップサービス…加害者との遭遇を防ぐという安全上の観点から各課窓口職員が出向いて一箇所で手続きを行うことや、被害者の負担軽減のため支援の窓口を一つに定めて総合的な調整を行うこと

## 《自立支援》

### 現 状

- DV被害から逃れた被害者が自立して生活しようとする際、仕事や住宅、生活費、子どもの転校など、複数の課題を同時に抱えることとなります。暴力により支配されてきた被害者は、強い不安や負担感を持ち、自力で自立に向け行動することが難しい場合も少なくありません。本市では、被害者の負担の軽減と、手続きが円滑に進むよう、必要に応じて関係機関への同行支援を実施しています。
- 暴力の結果、被害者はケガを負い、あざができるだけでなく、うつやPTSD\*等の精神的な症状が現れることもあります。さらにDVがある家庭の子どもは、直接的な暴力がない場合でも、暴力を目撃すると多大なストレスを受けます。
- 被害者は加害者からの行動の制限、監視等により、孤立した状態にあります。また、加害者から逃れ、新しい地で生活し始めた被害者は地域での居場所を見つけにくい状況にあります。本市では、被害者とその子ども同士が集まり、被害の体験や感情を共有し、情報を交換し合うことによって、DV被害により奪われた安心感や自尊心を取り戻し、地域での自立につなげる自助のためのグループ(サポートグループ\*)活動を行っています。

### 課 題

- 被害者が抱える問題の解決に係わる関係機関等は多岐にわたるため、被害者の自立に係る関係機関が共通の認識をもち、連携を図って被害者の自立を支援する必要があります。  
また、被害者が外国人、障がい者、高齢者等であることによって、支援を受けにくいということにならないようにしなければなりません。
- DVが存在する家庭内の子どもも一人の被害者として適切に対応する必要があります。
- 今後も被害者やその子どもを孤立させないための取組が必要です。

---

\*PTSD・・・心的外傷後ストレス障害。災害や犯罪被害等の後に生じる精神的不調であり、恐怖感が繰り返しよみがえる、刺激に対して過敏になる、不眠やイライラが続くなどの症状があります。

\*サポートグループ・・・同じ地域で暮らす被害者とその子ども同士が集まり、体験や感情の共有と情報交換を行うことによって、DV被害により奪われた安心感や自尊心を取り戻し、地域での自立につなげる活動



取組内容

1 被害者の安全・安心の確保		担当課
(1)ワンストップサービス体制の整備	安全確保にかかる庁内手続きの際は、ワンストップサービスによって対応します。	関係各課
(2)緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保	被害者のプライバシーが守られ、安心して相談することができるよう、相談窓口の安全確保を最優先します。	家庭児童課
	安全な避難場所が必要な場合は、一時的に宿泊施設の提供を行います。	
	被害者が警察への援助の申し出や保護命令*等、加害者からの危害から身を守るための施策を利用できるように情報提供と助言を行います。	障がい福祉課 長寿課 家庭児童課
	愛知県女性相談センター及び関係各課と連携し、高齢者や障がい者、外国籍の被害者等の安全確保にも努めます。	
(3)被害者等の情報の保護	関係各課における被害者と同伴家族の個人情報の保護を徹底します。	関係各課
	住民基本台帳事務における支援措置を実施するとともに、関連した事務処理を行う部署との情報共有を徹底します。	市民課 家庭児童課
(4)相談対応者の安全確保	被害者を支援する職員等の安全に配慮します。	家庭児童課

\*保護命令・・・被害者が配偶者等からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、配偶者を被害者から引き離すために発する命令

2 被害者の自立・回復の支援		担当課
(1)ワンストップサービス・同行支援の実施	自立支援に係る手続きの際は、必要に応じてワンストップサービス及び同行支援を行い、被害者の置かれた状況について補足して説明します。また、被害者に対し、手続きの方法を分かりやすく教示します。	関係各課
(2)住宅に関する支援	子どもを同伴する被害者の自立を図るために母子生活支援施設への入所を支援します。	家庭児童課
	公営住宅入居の紹介等、被害者の住まいの確保に努めます。	住宅課
(3)経済・就労に関する支援	各種手当、母子・父子・寡婦福祉資金、生活保護、国民健康保険の加入等の福祉施策を活用し、生活の自立を支援します。	こども育成課
		家庭児童課
		生活福祉課
	母子家庭等就業支援センター事業など就労や資格取得等に関する情報を提供するなど、被害者一人ひとりの状況に応じた就労支援に取り組みます。	国保年金課
(4)子どもに対する支援	被害者の家庭に児童虐待がないか、子どもの状況確認に努めるとともに、児童相談所と迅速かつ適切に連携して、児童虐待の早期発見に努めます。	家庭児童課
	転校や保育園への入園、就学援助など、子どもに関する各種制度の案内や手続きの支援をします。	保育課
		学校指導課
	日常生活において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談センターによる専門相談について情報提供を行います。	学校指導課

(5)こころの回復に向けた支援	被害者とその子どものための自助グループ(サポートグループ)活動を実施し、被害者を孤立させない支援体制を整えます。	家庭児童課
	こころの健康に関する相談や精神科医師による相談を実施し、被害者のこころのケアを行います。	健康増進課
(6)高齢者・障がい者・外国籍の被害者への支援	高齢者や障がい者、外国籍の被害者等、被害者の多様な背景とニーズに応じた適切な支援を行います。	市民協働推進課
		障がい福祉課
		長寿課
		家庭児童課

## 基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実

### 現 状

- 被害者の抱える問題は複雑多岐にわたるため、1つの部署や機関のみで解決することは困難です。本市では、平成24年度に「岡崎市要保護児童・DV対策協議会\*」を設置し、関係機関の機能について相互の理解を深め、連携協力体制の強化に努めています。また、庁内の連携体制の充実を図るために、「DV対応庁内連絡会議」において、被害者への適切な支援や連携のあり方について協議しています。
- 「DV被害者対応マニュアル」を整備し、関係各課における一貫した被害者対応を進めてきました。
- 被害者からの相談を受ける機会のある者は、DVに対する正しい知識と被害者への十分な理解がなければ、被害者に対し不適切な対応をとってしまうことになりかねません。

### 課 題

- 被害者の支援を担う様々な機関が関与して被害者の発見から自立に至るまで切れ目のない支援を進めていくことが必要です。
- DV被害者に対して適切な対応がなされるよう、「DV被害者対応マニュアル」を最新の情報を盛り込んだ内容に見直す必要があります。
- 被害者が安心して支援を受けることのできる環境を整備するために職務関係者が必要な知識を習得する場が必要です。研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要です。

---

\*岡崎市要保護児童・DV対策協議会・・・要保護児童及びDV被害者の早期発見と適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との円滑な連携を目的とします。

取組内容

1 庁内の連携体制の充実		担当課
(1) 庁内の連携・協力の推進	危険から逃れてきた被害者の状況を把握し、必要となる施策の担当窓口と速やかに連携、対応することによって安全の確保及び安心の提供に努めます。	家庭児童課
	被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するため、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、DV対応庁内連絡会議を定期的開催し、庁内の連携体制の充実に努めます。	関係各課
	被害者支援に関する新しい課題や制度について関係部署が十分に理解し、共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において緊密に連携します。	
(2) 「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し	「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の内容を見直します。関係各課へ配布し、被害者への二次被害*の防止及び被害者支援体制の周知を図ります。	家庭児童課

2 関係機関との連携強化		担当課
関係機関の連携・協力の推進	被害者の安全確保のために警察や愛知県女性相談センター等の関係機関との円滑な連携及び協力体制を強化し、支援の充実に努めます。	家庭児童課
	連携に不可欠な情報を共有するためには関係機関相互の信頼関係が必要であるため、「岡崎市要保護児童・DV対策協議会」を通じて関係機関の機能について相互の理解を図り、協力関係の強化推進に努めます。	
	民間団体が持つ様々な支援メニュー及び豊富なノウハウの活用を努め、被害者支援及び施策の推進を図ります。	
	本市の実情に即して配偶者暴力相談支援センター*に準じた役割や機能を検討し、備えるべき支援施策の充実に努めます。	

\*二次被害・・・心身ともに傷ついている被害者への理解が不十分なために、不適切な言動で被害者をさらに傷つけること

\*配偶者暴力相談支援センター・・・被害者に対する相談、支援に関する情報提供、関係機関との連絡調整を行うなど、身近な相談窓口として継続的な支援を行う被害者支援の中心的な役割を果たす施設

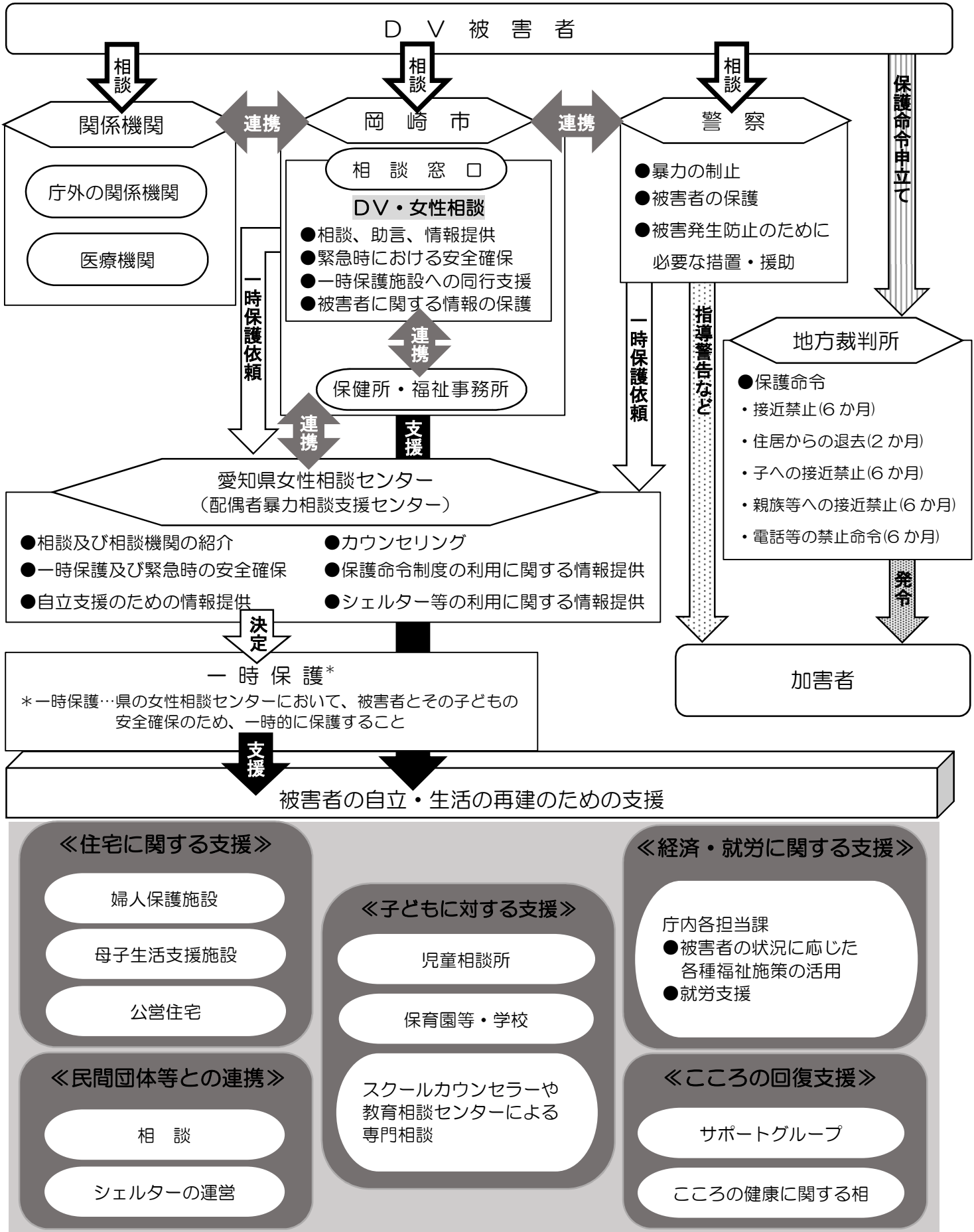
3 職務関係者への研修		担当課
職務関係者研修の実施	DV被害に対する正しい理解を深めるとともに、被害者の心情に配慮した対応や秘密の保持、被害者の情報管理が徹底できるよう、職務関係者を対象とした研修を行います。	家庭児童課

## 参 考 資 料

---

DV被害者保護・支援のフロー図	28
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	29
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 (概要)	38
岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)検討会議設置要綱	43

# DV被害者保護・支援のフロー図





配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

( 婦人保護施設における保護 )

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

( 配偶者からの暴力の発見者による通報等 )

第六条 配偶者からの暴力 ( 配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。 ) を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法 ( 明治四十年法律第四十五号 ) の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

( 配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等 )

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

( 警察官による被害の防止 )

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法 ( 昭和二十九年法律第百六十二号 )、警察官職務執行法 ( 昭和二十三年法律第百三十六号 ) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

( 警察本部長等の援助 )

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長 ( 道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。 ) 又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

( 福祉事務所による自立支援 )

第八条の三 社会福祉法 ( 昭和二十六年法律第四十五号 ) に定める福祉に関する事務所 ( 次条において「福祉事務所」という。 ) は、生活保護法 ( 昭和二十五年法律第百四十四号 )、児童福祉法 ( 昭和二十二年法律第百六十四号 )、母子及び父子並びに寡婦福祉法 ( 昭和二十九年法律第百二十九号 ) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

( 被害者の保護のための関係機関の連携協力 )

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

( 苦情の適切かつ迅速な処理 )

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

( 保護命令 )

第十条 被害者 ( 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 ( 被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。 ) を受けた者に限る。以下この章において同じ。 ) が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者

である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活に

において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ

ば、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。  
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したと

きも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるも

のとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規



定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

略

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

### 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

##### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

##### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

### 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

#### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

#### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

##### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

##### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要であ

る。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

#### 4 被害者からの相談等

##### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

##### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

##### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

##### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

#### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

##### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

##### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

##### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

#### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

##### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

##### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられること

について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

##### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

### 9 関係機関の連携協力等

#### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

#### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

### 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それ

らの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

## (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

### 12 教育啓発

#### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

### 13 調査研究の推進等

#### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

#### (2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

## 岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）検討会議設置要綱

（設置目的）

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

第2条の3第3項の規定及び第3次岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、岡崎市におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策の総合的な推進を図ることを目的として、「岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」（以下「第2次DV基本計画」という。）の策定に資するため、岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 第2次DV基本計画の策定に関すること

（2） その他検討会議の目的を達成するため必要と認められる事項

（組織）

第3条 検討会議は、DVに関与する学識者、民間支援団体、行政関係及び男女共同参画推進審議会委員の中から7名以内の委員で、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 検討会議の会長は、委員の互選により定める。

3 この検討会議の目的を円滑に達成するため庁内検討部会を設置することとし、その構成員は、別表2に掲げる課等の職員をもって充てる。

4 庁内検討部会の会長は、家庭児童課長をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、前条による委嘱をした日から平成28年3月31日までとする。

（会議）

第5条 検討会議及び庁内検討部会は、それぞれの会長が招集するものとする。

2 検討会議及び庁内検討部会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 検討会議及び庁内検討部会の事務局の庶務は、こども部家庭児童課において行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び庁内検討部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

別表1 検討会議委員名簿

学識者	名古屋第一法律事務所 弁護士	可児 康則
	京ヶ峰岡田病院 精神保健福祉士	竹中 秀彦
岡崎市男女共同参画推進審議会委員	岡崎女子短期大学 准教授	笹瀬 佐代子
	市民公募	大谷 佳保里
民間支援団体	NPO 法人フェミニストサポートセンター・東海理事長	隠岐 美智子
行政関係	愛知県岡崎警察署 生活安全課長	青山 義弘
	愛知県女性相談センター 所長	堀田 伊久子

別表2 庁内検討部会構成員

市民生活部市民課
市民生活部市民協働推進課
文化芸術部文化活動推進課
福祉部生活福祉課
福祉部障がい福祉課
福祉部長寿課
福祉部国保年金課
保健部生活衛生課
保健部健康増進課
こども部こども育成課
こども部家庭児童課
こども部保育課
建築部住宅課
岡崎市民病院地域医療連携室
教育委員会学校指導課



---

岡崎市 こども部 家庭児童課  
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
TEL：0564-23-6776（直通）  
FAX：0564-23-6833  
E-Mail：kateijido@city.okazaki.lg.jp

---